

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）第6条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成19年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成18年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。競争試験は一般事務、農業、土木等の職種ごとに人事委員会が実施しており、選考は国や他の地方公共団体の職員を県の職員として任用する場合等に各任命権者が人事委員会の承認を得て行っています。

区 分	平成18年度					平成17年度				
	競争試験	うち 女性数	選 考	うち 女性数	計	競争試験	うち 女性数	選 考	うち 女性数	計
一般行政職員	79人	46人	74人	28人	153人	94人	42人	90人	41人	184人
教 員	-	-	84人	37人	84人	-	-	171人	97人	171人
警 察 官	51人	3人	8人	-	59人	52人	5人	12人	-	64人
計	130人	49人	166人	65人	296人	146人	47人	273人	138人	419人

(注)一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）。

(2) 職員の異動の状況（平成18年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。平成18年度は、一般行政職員のおおむね3人に1人が異動したこととなります。

区 分		平成18年度		平成17年度	
		異動者数	うち 女性数	異動者数	うち 女性数
一般行政職員	部 長 級	7人	-	12人	1人
	次 長 級	48人	2人	46人	2人
	課 長 級	241人	21人	226人	20人
	課長補佐級	323人	42人	265人	48人
	係 長 級	439人	95人	361人	78人
	一般職員等	889人	303人	694人	243人
	計	1,947人	463人	1,604人	392人
教 員	校 長	57人	12人	67人	10人
	教 頭	67人	13人	71人	13人
	教 諭 等	768人	374人	784人	373人
	計	892人	399人	922人	396人
警 察 官	警 視	50人	-	45人	-
	警 部	98人	-	79人	-
	警 部 補	114人	-	161人	1人
	巡 査 部 長	116人	5人	146人	4人
	巡 査 等	155人	11人	168人	12人
	計	533人	16人	599人	17人

(3) 職員の退職の状況（平成18年度）

区 分	平成18年度				平成17年度			
	一般行政 職 員	教 員	警察官	計	一般行政 職 員	教 員	警察官	計
定年退職	80人	53人	-	133人	62人	42人	11人	115人
勸奨退職	2人	-	31人	33人	5人	16人	5人	26人
早期退職	71人	31人	21人	123人	72人	22人	9人	103人
普通退職	81人	41人	16人	138人	66人	26人	14人	106人
分限免職	2人	-	-	2人	-	-	-	-
懲戒免職	1人	2人	-	3人	-	1人	-	1人
失 職	-	-	-	-	-	-	-	-
死亡退職	4人	3人	1人	8人	5人	-	1人	6人
計	241人	130人	69人	440人	210人	107人	40人	357人

(注) 早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までの申出によりその年度末に退職すること（定年退職を除く。）を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

(4) 部門別の職員数の状況（平成19年4月1日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）、鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）及び鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）で上限を定めていますが、平成14年度からは、雇用のためのニューディール政策の一環として、地方機関、教育現場等のこれまで対応が十分にできなかった課題等を抱えている部署に職員を増員して配置しています。

職員を増員して配置する期間は、平成14年度から平成19年度までの6年間としており、増員数の上限は、雇用機会創出のための知

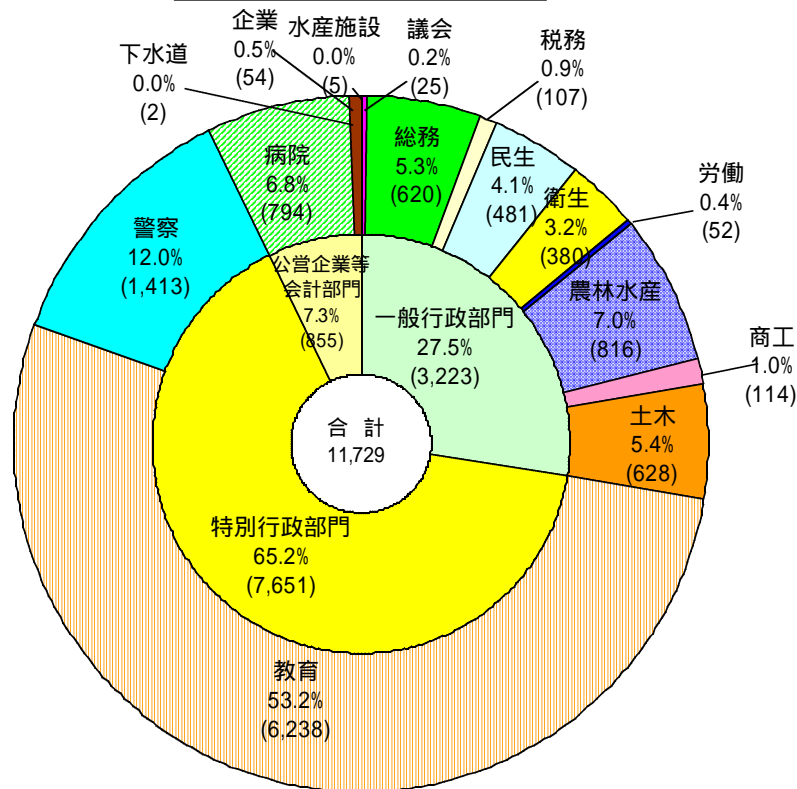
事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号。以下「雇用機会創出条例」という。）で定めています。
 これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区 分 部 門		職 員 数				
		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
一般行政部門	議 会	24人(1)	23人(1)	23人(0)	24人(1)	25人(1)
	總 務	564人(8)	596人(32)	608人(12)	612人(4)	620人(8)
	税 務	113人(1)	110人(3)	114人(4)	114人(0)	107人(7)
	民 生	481人(7)	476人(5)	477人(1)	471人(6)	481人(10)
	衛 生	376人(14)	379人(3)	379人(0)	379人(0)	380人(1)
	勞 働	58人(3)	59人(1)	63人(4)	58人(5)	52人(6)
	農 林 水 産	934人(4)	905人(29)	876人(29)	843人(33)	816人(27)
商 工	170人(4)	168人(2)	166人(2)	170人(4)	114人(56)	
土 木	677人(4)	665人(12)	661人(4)	652人(9)	628人(24)	
	計	3,397人(30)	3,381人(16)	3,367人(14)	3,323人(44)	3,223人(100)
特別行政部門	教 育	6,130人(66)	6,224人(94)	6,268人(44)	6,319人(51)	6,238人(81)
	警 察	1,397人(27)	1,398人(1)	1,415人(17)	1,423人(8)	1,413人(10)
	計	7,527人(93)	7,622人(95)	7,683人(61)	7,742人(59)	7,651人(91)
普通会計計		10,924人(123)	11,003人(79)	11,050人(47)	11,065人(15)	10,874人(191)
公営企業等 会計部門	病 院	754人(22)	748人(6)	747人(1)	767人(20)	794人(27)
	下 水 道	6人 (0)	6人 (0)	6人 (0)	4人 (2)	2人 (2)
	企 業	71人(1)	69人(2)	69人(0)	63人(6)	54人(9)
	水産施設	5人(0)	5人(0)	5人(0)	5人(0)	5人(0)
	計	836人(21)	828人(8)	827人(1)	839人(12)	855人(16)
合 計 [条例定数]		11,760人(144) [12,612人]	11,831人(71) [12,625人]	11,877人(46) [12,482人]	11,904人(27) [12,506人]	11,729人(175) [12,372人]

(注) 1 ()は、前年との比較

2 職員数には、鳥取県職員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いています。

平成19年 部門別職員割合



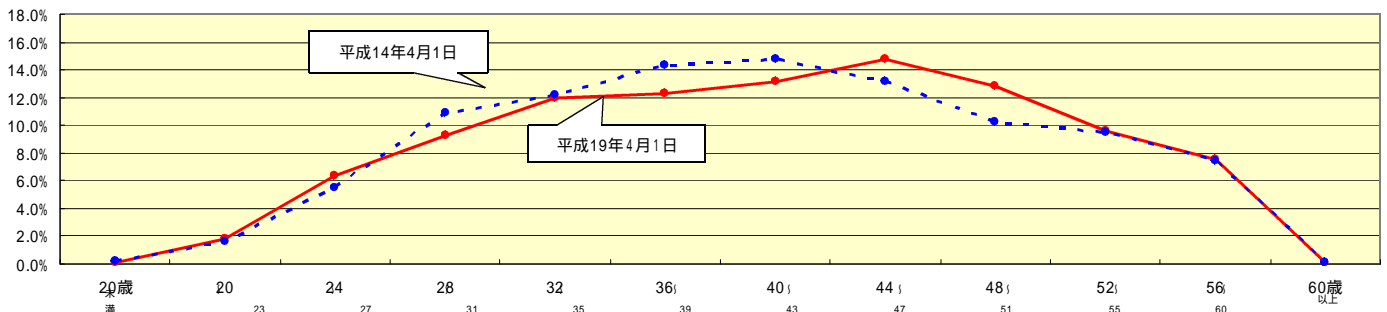
(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由（平成19年4月1日現在）
 部門別の職員数の主な増減理由は、以下のとおりです。

部 門	増減	主 な 増 減 理 由
一 般 行 政 部 門	議 会 1	県議会議員改選に伴う事務局体制充実に伴う増
	総 務 8	市町村への権限移譲体制充実に伴う増等、物品調達業務体制の見直しによる減等
	税 務 7	業務執行体制の見直しによる減等
	民 生 10	障害者就労・新事業体系移行対応に伴う増等、子育て支援業務体制の見直しによる減等
	衛 生 1	鳥獣保護・自然公園環境業務体制充実に伴う増等、疾病対策・健康づくり支援業務体制の見直しによる減等
	農 林 水 産 6	障害者就業支援に係る体制整備に伴う増、高等技術専門校の体制の見直しによる減等
	商 工 27	全国和牛能力共進会の開催業務による増等、農業改良普及業務体制の見直しによる減等
土 木	56	国際誘致宣伝等観光関係業務の体制充実に伴う増等、地方独立行政法人化に伴う産業技術センターの廃止による減等
	24	低入札制度対応に伴う増等、事業量の減少に伴う体制の見直しによる減等
計	100	
特 政 別 部 行 門	教 育 81	高等学校における情報化対策に係る業務体制充実に伴う増等、児童・生徒数の減少及び学校の統廃合等に伴う減等
	警 察 10	研修派遣職員数の増加に伴う増等、雇用機会創出条例による職員配置の減等
計	91	
普 通 会 計 計	191	
公 会 営 計 企 業 門 等	病 院 27	病棟看護体制等の充実に伴う看護師の増等、電気機械設備業務の外部委託に伴う減等
	下 水 道 2	公社・事業団への派遣職員数の減少に伴う減等
	企 業 9	組織体制の見直しによる減等
	水 産 施 設 0	
	計	16
合 計	175	

(6) 職級別の職員数の状況（平成19年4月1日現在）
 職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

区 分	平成19年4月1日現在			平成18年4月1日現在			
	職員数 A	うち女性数 B	割合 B/A	職員数 C	うち女性数 D	割合 D/C	
一 般 行 政 職 員	部 長 級	14人	-	-	20人	1人	5.0%
	次 長 級	70人	6人	8.6%	69人	4人	5.8%
	課 長 級	400人	40人	10.0%	406人	33人	8.1%
	課長補佐級	645人	123人	19.1%	612人	112人	18.3%
	係 長 級	1,026人	264人	25.7%	987人	201人	20.4%
	一般職員等	2,934人	1,425人	48.6%	3,112人	1,497人	48.1%
計	5,089人	1,858人	36.5%	5,206人	1,848人	35.5%	
教 員	校 長	240人	48人	20.0%	244人	52人	21.3%
	教 頭	281人	69人	24.6%	287人	74人	25.8%
	教 諭 等	4,926人	2,481人	50.4%	4,971人	2,494人	50.2%
	計	5,447人	2,598人	47.7%	5,502人	2,620人	47.6%
警 察 官	警 視	62人	-	-	62人	-	-
	警 部	126人	-	-	127人	-	-
	警 部 補	309人	1人	0.3%	310人	1人	0.3%
	巡 査 部 長	323人	13人	4.0%	331人	9人	2.7%
	巡 査 等	373人	28人	7.5%	366人	28人	7.7%
計	1,193人	42人	3.5%	1,196人	38人	3.2%	
合 計	11,729人	4,498人	38.3%	11,904人	4,506人	37.9%	

(7) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

区 分	未 満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以 上	計
平成19年	14人	214人	754人	1,094人	1,406人	1,441人	1,548人	1,736人	1,498人	1,131人	878人	15人	11,729人
平成14年 (5年前)	26人	184人	638人	1,270人	1,418人	1,661人	1,721人	1,537人	1,181人	1,108人	860人	12人	11,616人

(8) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況
鳥取県は、定員適正化計画を策定していませんが、年度ごとに事務事業を精査の上、定数の見直しを実施しています。

(9) 障害者の雇用の状況（平成19年6月1日現在）

区 分	平成19年				平成18年			
	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者数	障害者雇用率	法定雇用率	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者数	障害者雇用率	法定雇用率
知事部局等	3,442人	78.0人	2.27%	2.1%	3,226人	76.0人	2.36%	2.1%
教育委員会	4,294人	69.0人	1.61%	2.0%	4,328人	57.0人	1.32%	2.0%
警察本部	286人	9.0人	3.15%	2.1%	224人	4.0人	1.79%	2.1%
病院局	349人	13.0人	3.72%	2.1%	269人	11.0人	4.09%	2.1%

(注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。

2 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数です。

3 「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしています。

4 平成19年の職員数については、非常勤職員（任用期間が1年かつ勤務時間が月17日又は週30時間以上の者に限る。）を含みます。

2 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の給与の状況

(1) 給与制度の適正化の取組みについて

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度以降は以下の見直しを実施しました。

項 目	平成17年度以降における適正化の内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級 1～3級(4級を廃止)〔1～2級〕 主任：4～6級 廃止 係長：4～6級 4～5級(6級を廃止)〔3級〕 主査：7～8級 廃止(8級はH13年度から凍結) 〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。 	平成18年2月1日 (経過措置あり)
特殊勤務手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し 手当の廃止：13手当(訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等) 支給方法の変更(警察職員の作業手当等を月額から日額へ) 手当の減額(医療業務手当) 	平成18年4月1日
	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許技能試験手当の廃止 	平成19年4月1日
その他の手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止 へき地手当の支給率の引下げ(4/100～16/100 1/100～6/100) 	平成18年4月1日
現業職の給与の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 行政職1～5級〔1～3級〕相当の水準まで引下げ(従来は行政職7級相当水準) 職責に基づかない職務の級の格付けの廃止 車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職4・5級〔3級〕相当とする(他は1～3級〔1～2級〕相当)。 〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。 	平成17年9月1日 (経過措置あり)

(注) 上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改革(給料表の改正、勤務実績・成績に応じた給決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等)を平成18年度より実施しています。

(2) 人件費の状況（平成18年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成19年3月末現在)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	平成17年度 の人件費率
平成18年度	606,695人	365,288,891千円	5,105,135千円	100,769,547千円	27.6%	26.5%

(注) 1 実質収支は、当該年度における剰余金です。

2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事、副知事及び出納長の報酬等が含まれます。

(3) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たりの 給与費 B / A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
平成18年度	11,067人	47,343,649千円	8,911,150千円	18,770,446千円	75,025,245千円	6,779千円

- (注) 1 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。
 2 給与費は、(4)の「職員の給与の削減のための特例措置」が反映された額です。
 3 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

(4) 職員の給与の削減のための特例措置の状況（平成19年4月1日現在）

鳥取県では、民間の雇用情勢が大変厳しい状況にあることから、平成14年度から平成16年度までの3年間、職員の給与を削減し、それによって得られた財源を雇用創出施策の実施に充てています（施策は、平成19年度まで実施します。）。

また、地方交付税の大幅な削減等により、県財政が非常に深刻な状況にあるため、平成17年度以降も引き続き3年間、職員の給与を削減し、県財政の再建を支えていくこととしています。

削減措置の内容は、次のとおりです。

ア 一般職

区 分		平成14年度～平成17年度	平成18年度	平成19年度	減額対象の給料等の種類
減 額 率	部長等	6%	5%	4%	給料、地域手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当
	若年職員	4%	3%	2%	
	その他の職員	5%	4%	3%	

- (注) 1 若年職員とは、行政職給料表の1級38号給以下相当の職員（大学卒業直後の採用からおおむね3年以内の職員等）です。
 2 減額率は、本県独自の給与制度見直し（わたり廃止等）や国に準じた給与構造改革の実施による給与水準引下げの財政的効果、職員の士気への影響等を勘案して決定しています。

イ 特別職

区 分		平成14年度～平成18年度	平成19年度	減額対象の給料等の種類
減 額 率	知事	7%	5%	給料及び期末手当
	副知事	7%	5%	
	出納長	7%	5%	
	議長	7%		報酬及び期末手当
	副議長	6%		
	議員	5%		

ウ 実施期間 平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

(5) 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較 差 A - B	勧 告 (改定率)
平成19年度	351,473円	363,751円	12,278円 (3.38%)	83円 (0.02%)
		353,390円	1,917円 (0.54%)	

- (注) 1 「民間給与」、「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与額です。
 2 「職員給与」、「較差」の下端は、減額措置を受けた後の額です。

イ 特別給

人事委員会の勧告

区 分	民間の支給割合	職員の支給月数	較 差	勸 告
	A	B	A - B	(改定月数)
平成19年度	3.90月	4.25月	0.35月	0.2月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			高等学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	332,487円	405,307円	41.5歳	346,520円	475,551円	42.0歳	366,765円	416,493円	41.7歳
		358,312円			374,095円			385,374円	
都道府県平均	357,341円	431,670円	43.3歳	352,192円	500,157円	41.0歳	404,811円	473,799円	44.1歳
国	328,477円	381,212円	40.4歳	339,564円	384,665円	42.1歳	——	——	——

区 分	小・中学校教育職			研 究 職			医師等医療職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	374,820円	418,247円	43.3歳	346,772円	413,855円	40.1歳	443,164円	823,524円	40.5歳
		392,112円			373,572円			762,716円	
都道府県平均	394,247円	453,981円	43.7歳	384,030円	456,050円	43.6歳	466,950円	998,650円	43.4歳
国	——	——	——	415,843円	543,638円	44.2歳	483,409円	713,939円	46.0歳

区 分	薬剤師等医療職			看護師等医療職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	311,801円	362,406円	40.3歳	302,651円	354,527円	39.5歳
		329,187円			314,473円	
都道府県平均	354,208円	406,989円	42.9歳	328,494円	374,733円	39.0歳
国	324,544円	370,906円	42.3歳	292,549円	325,290円	37.6歳

区 分	現業職					民間			参考		
	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(時間外勤務手当等を含まない額)	平均年齢	職員数	平均給与月額(B)	平均年齢	A/B(参考)	年収ベース(試算値)の比較		
									公務員(C)	民間(D)	C/D
鳥取県	334,525円	378,435円	351,392円	46.1歳	323人	——	—	—	——	——	——
用務員	301,794円	327,571円	316,584円	41.0歳	43人	227.2千円	53.9歳	1.44	5,319.5千円	3,284.3千円	1.62
自動車運転手	334,317円	382,062円	353,713円	45.1歳	129人	203.2千円	54.4歳	1.88	6,136.1千円	2,866.3千円	2.14
守衛	356,291円	434,245円	374,613円	49.3歳	14人	200.8千円	58.2歳	2.16	6,900.9千円	2,592.9千円	2.66
その他	342,770円	385,281円	357,759円	47.6歳	137人	——	—	—	——	——	——
都道府県平均	340,420円	382,695円	——	47.5歳	——	——	—	—	——	——	——
国	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——	——

(注) 1 一般行政職は、警察職、教育職、研究職、医療職及び現業職の職員を除いたものです。
2 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。
3 平均給料月額は、手当を含まない給料(教職調整額を含む。(注)5において同じ。)の平均月額です。

- 4 平均給与月額、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です（鳥取県の上段、都道府県平均）。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。
- 5 鳥取県の給料、手当の額はいずれも減額措置を受けた後の額です（以下同じ。）
- 6 都道府県平均及び国の数値は、平成18年4月1日現在です。
- 7 現業職は、自動車運転士、道路技術員、調理師（員）等単純な労務に従事する職員に係るものです（以下同じ。）
- 8 現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成16年～18年の平均）
- 9 現業職の職種については、用務員は賃金構造基本統計調査における「用務員」、自動車運転手は賃金構造基本統計調査における「自家用自動車運転者」、守衛は賃金構造基本統計調査における「守衛」と比較していますが、年齢、業務内容等が完全に一致しているものではありません。また、雇用形態についても、民間データには日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、1月に18日以上雇用された者など、いわゆる非正規雇用の者も含まれています。
- 10 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(7) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		鳥 取 県	国
一般行政職	大学卒	166,796円	170,200円
	高校卒	135,632円	138,400円
警 察 職	大学卒	193,746円	197,700円
	高校卒	153,076円	156,200円
高等学校	大学卒	186,690円	-
教 育 職	高校卒	144,060円	-
	大学卒	186,690円	-
小・中学校	大学卒	186,690円	-
	高校卒	144,060円	-
教 育 職	大学卒	171,304円	174,800円
研 究 職	大学卒	267,720円	235,200円
医 師 等 医 療 職	大学卒	172,578円	176,100円
薬 剤 師 等	大学卒	161,700円	165,000円
医 療 職	短大3卒	182,966円	186,700円
看 護 師 等 医 療 職	短大3卒	135,632円	-
現 業 職	高校卒		

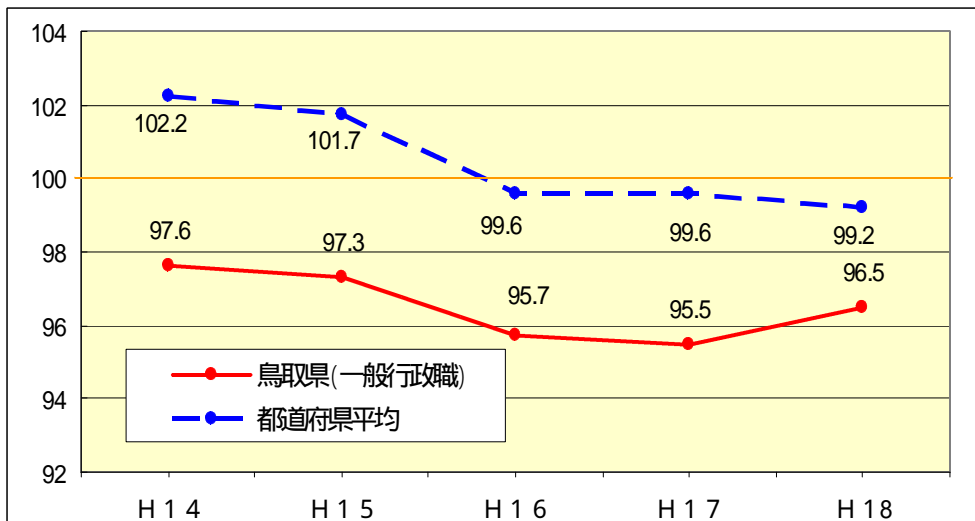
(注) 鳥取県の初任給は、減額措置を受けた後の額です。

(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

区 分	経験年数	10年	15年	20年	30年	40年 (大卒は35年)
		一般行政職	263,252円	314,943円	367,785円	433,160円
一般行政職	大学卒	263,252円	314,943円	367,785円	433,160円	448,001円
	高校卒	213,483円	270,284円	318,308円	392,639円	433,337円
警 察 職	大学卒	291,328円	331,174円	353,972円	433,630円	455,872円
	高校卒	237,678円	284,413円	326,557円	417,559円	458,573円
高等学校	大学卒	297,465円	349,126円	391,640円	453,273円	476,263円
教 育 職	高校卒	- 円	271,959円	304,688円	- 円	460,863円
	大学卒	298,761円	345,912円	381,468円	443,165円	468,522円
小・中学校 教 育 職	大学卒	298,761円	345,912円	381,468円	443,165円	468,522円
研 究 職	大学卒	300,894円	363,039円	388,912円	524,518円	461,720円
現 業 職	高校卒	- 円	261,914円	300,417円	364,674円	398,565円

- (注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。
 2 1から5までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、それぞれ、経験年数14年、16年、41年、29年、34年の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。
 3 医療職については、経験年数別の職員数がいずれも少ないため、掲載していません。

(9) 一般行政職の給料月額(ラスパイレズ指数)の状況(過去5年間)

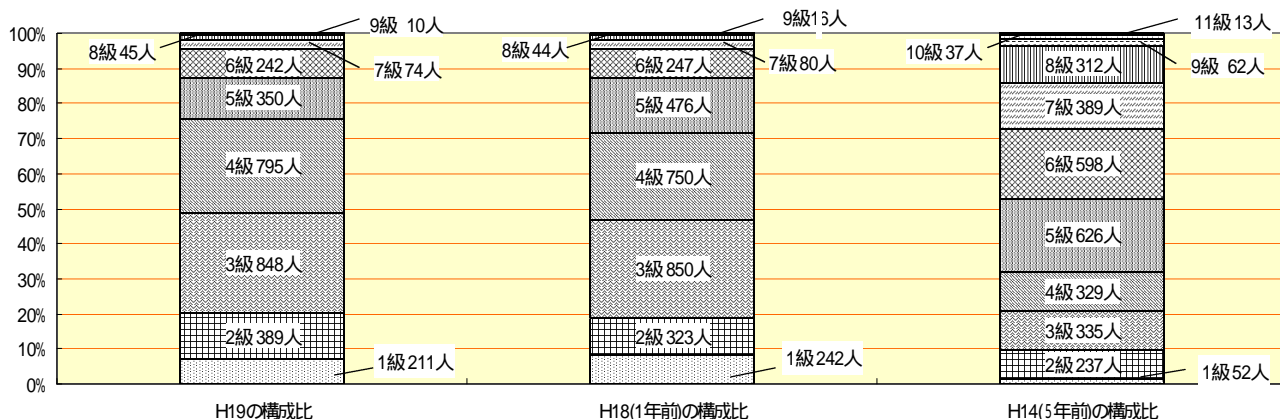


(注) ラスパイレズ指数は、国を100とした場合の鳥取県の給与水準の割合を示す指標です(各年4月1日現在)。100より大きいと県の平均給料が国を上回り、100より小さいと県の平均給料が国を下回っていることを表します。

(10) 一般行政職の級別の職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級(1・2級)	主事及び技師	211人	7.1%
2級(3級)	主事及び技師	389人	13.1%
3級(4・5級)	係長	848人	28.6%
4級(6級)	課長補佐	795人	26.8%
5級(7級)	課長補佐	350人	11.8%
6級(8級)	課長	242人	8.2%
7級(9級)	課長	74人	2.5%
8級(10級)	次長	45人	1.5%
9級(11級)	部長	10人	0.4%

(注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。
 2 ()内の数値は、18年度より実施した職務の級の構成の変更以前の級です。
 3 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(11) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給号数は、昇給日前1年間の勤務成績(本県では「公務能率評定」といいます。)に基づき次に掲げる表の区分により決定しています。

なお、昇給日は毎年4月1日です。(平成18年度に限っては国と同様に1月1日に昇給を実施しています。)

階層	昇給区分	A	B	C	D	E
		特に優秀	優秀	標準	要努力	不良

非管理職層	評 定			1～3、4(単年)	4(2年連続)	5
	号 数	55歳未満		4	2	0
		55歳以上		2	1	0
管理職層 (課長級以上)	評 定		1, 2	3	4	5
	号 数	55歳未満		6	3	0
		55歳以上		3	2	1

- (注) 1 非管理職層については、基本的にCを適用しています。
2 管理職層については、評定に基づきB～Eに区分しています。なお、知事部局(一般行政職)で、公務能率評定により1区分上位に決定された職員の割合は、40.5%です。
3 昇給区分の決定は、標準より上位に決定される場合(前年度昇給日から当年度昇給日の前日までの期間に昇任、博士号取得等があった場合)及び標準より下位に決定される場合(前年度昇給日から当年度昇給日の前日までの期間に懲戒処分、欠勤、病気休暇取得等により勤務日不足の場合)があります。

(12) 職員手当の状況(平成19年4月1日現在)

ア 期末手当・勤勉手当

(ア) 概要

民間企業におけるボーナスに相当する手当です。そのうち、勤勉手当は、勤務成績に応じて支給額を決定します。

(イ) 制度内容

(算定方法)

期末手当 = 基準日の給料月額等 × 支給割合 × 期間率

勤勉手当 = 基準日の給料月額等 × 成績率 × 期間率

(注) 1 「基準日」は、6月1日又は12月1日です。

2 「基準日の給料月額等」は、基準日の給料月額に、職制上の段階、職務の級等に応じた加算額等を加えた額です。

3 勤勉手当の「成績率」は、基準日以前6月間の勤務成績を5段階に評価し、それに応じて率を決定します。

4 「期間率」は、基準日以前6月間に勤務していない期間がある場合に、その期間の長さに応じて減額する率です。

(平成18年度の支給割合及び成績率)

区 分	再任用職員以外の職員			再任用職員			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.4月分 (1.2)	0.725月分 (0.925)	2.125月分 (2.125)	0.75月分 (0.65)	0.35月分 (0.45)	1.1月分 (1.1)	1.4月分 (1.2)	0.725月分 (0.925)	2.125月分 (2.125)
12月期	1.6月分 (1.4)	0.725月分 (0.925)	2.325月分 (2.325)	0.85月分 (0.75)	0.4月分 (0.5)	1.25月分 (1.25)	1.6月分 (1.4)	0.725月分 (0.925)	2.325月分 (2.325)
計	3.0月分 (2.6)	1.45月分 (1.85)	4.45月分 (4.45)	1.6月分 (1.4)	0.75月分 (0.95)	2.35月分 (2.35)	3.0月分 (2.6)	1.45月分 (1.85)	4.45月分 (4.45)

(注) 1 勤勉手当の成績率は、総額を算出するための支給割合を掲げています。(最も多くの職員に適用される支給割合は0.71月(0.91月)です。)

2 ()内の数値は、特定幹部職員(次長級以上の職員)に適用される支給割合及び成績率です。

3 平成19年度は、期末手当の年間支給月数を0.2月引き下げています。

(ウ) 支給実績(平成18年度)

年間支給総額	支給職員数(平成18年12月)	1人当たりの平均支給年額
18,887,134 千円	11,517 人	1,639,935 円

(エ) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

鳥取県では、評定期間における勤務成績に基づき、次の表に掲げる区分により成績率を決定しています。なお、勤務成績の評価は、絶対評価であり、実際の評価の方法については、公務能率評定の基準の一部を準用しています。

勤務成績区分		1	2	3	4	5
成 績 率	特定幹部職員	110/100	96/100	91/100	70/100	45/100以下
	その他の職員	90/100	80/100	71/100	55/100	40/100以下

(注) 成績率は、表区分より低い率に決定される場合(評定期間に懲戒処分等があった場合)があります。

イ 退職手当

(ア) 概要

常勤の職員(臨時的任用職員及び再任用職員を除く。)が退職した場合に支給します。

(イ) 制度内容(平成19年4月1日現在)

(算定方法)

支給額 = 退職手当の基本額（退職日の給料月額 × 支給率） + 退職手当の調整額

(注) 1 退職手当の調整額は、在職中の職務貢献度によって手当額に較差を設けるものであり、具体的には職員が受けていた給料表、職務の級等に応じて決定します。

2 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勸奨等により退職する場合には、「給料月額」に、定年前の年数1年当たり2%（最高20%）の加算があります。

(退職手当の基本額の支給率)

区 分	自己都合	勸奨・定年・早期退職
勤 続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤 続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤 続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
勤 続 40 年	53.5 月分	59.28 月分

(退職手当の調整額の区分)

区 分	調整月額	行政職給料表の場合	
		平成8年4月1日から平成18年3月31日まで	平成18年4月1日以降
第1号	50,000円	11級	9級
第2号	45,850円	10級	8級
第3号	41,700円	9級	7級
第4号	33,350円	8級	6級
第5号	25,000円	7級	5級
第6号	20,850円	6級	4級
第7号	16,700円	5級又は4級	3級
第8号	0円	3級以下	2級以下

(注) 1 退職手当の調整額は、在職期間を月ごとに第1号～第8号に区分し、額の多いものから60月分を合計した額です。

2 制度については、国と同じです。

(ウ) 支給実績（平成18年度）

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
7,891,295 千円 (6,997,671 千円)	356 人 (258 人)	22,166,560 円 (27,122,755 円)

(注) ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

ウ 地域手当

(ア) 概要

民間賃金、物価及び生計費が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給します。

(イ) 制度内容（平成18年4月1日現在）

(算定方法)

支給月額 = (給料月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 支給率

(注) 支給率は、職員が在勤する地域ごとに定めております。各地域の支給率は、次の「(ウ) 支給実績」に掲げています。

(ウ) 支給実績（平成18年度）

年 間 支 給 総 額	31,503 千円		
支 給 職 員 数	75 人		
1人当たりの平均支給年額	420,040 円		
支給対象地域（該当機関）	支 給 率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区（東京事務所）	13 %	23 人	13 %
大阪市（大阪事務所）	11 %	13 人	11 %
名古屋市（名古屋事務所）	11 %	3 人	11 %

異動保障	8.0～9.6%	36人	8.0～9.6%
平均支給率	12.2%	—	12.2%

(注) 「異動保障」は、異動により支給率が低くなる場合又は支給されなくなる場合に、円滑な人事管理を図る目的で、給与の減少を緩和するため、2年間に限り、異動前と同率の地域手当(2年目からは異動前の率の8割)が受けられることとする特別の措置です。(平成18年4月1日異動者を除き、平成18年度から廃止されています。)

(工) 平成22年度の制度完成時

支給対象地域(該当機関)	支給率	国の制度(支給率)
特別区(東京事務所)	18%(14%)	18%(14%)
大阪市(大阪事務所)	15%(12%)	15%(12%)
名古屋市(名古屋事務所)	12%(12%)	12%(12%)

(注) 1 平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

2 ()は平成19年度の実績です。

エ 特殊勤務手当

(ア) 概要

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に、その特殊勤務の実績に応じて支給します。

(イ) 制度内容及び支給実績(平成18年度)

年間支給総額		501,803 千円			
1人当たりの平均支給年額		92,601 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		48.9 %			
手当の種類(手当数)		43 種類			
		知事部局 18種類 教育委員会 5種類 警察 20種類(うち知事部局と重複する手当を除いたもの16種類)			
手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
困難折衝等業務手当	県税局職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査、差押え等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	871千円	93人
	県土整備局職員及び農林局職員	用地の取得、使用又は損失の補償のために、土地所有者又は関係人を訪問し、直接接見して行う折衝の業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	549千円	69人
	社会福祉主事及び児童福祉司	社会福祉法(昭和26年法律第45号)等に基づき、要保護者又は援護、育成若しくは更正その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う指導、相談、調査等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	590千円	109人
	精神保健福祉センター職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく調査、立会い又は精神障害者を訪問して行う精神障害者の福祉等に関する相談、指導等の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	294千円	52人
	児童指導員	緊急に児童を一時保護する業務及び当該業務に付随する一連の要保護者、親権者等に接見して行う指導、相談又は調査の業務	日額600円 (4時間未満60/100) (相手方が積極的加害意思 日額1,200円)	93千円	55人
防疫等業務手当	保健所職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、病原体の付着した物件等の処理作業又は患者の移送業務	日額300円	659千円	133人
	衛生環境研究所職員	感染症の病原体が付着した物件等に対する検査、調査等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		

	家畜保健衛生所職員	伝染性疾病の病原体に汚染されている区域において行う患畜の処理、解剖、解体検査等の業務	患畜の処理等 日額300円 死亡畜の解剖等 日額600円 患畜等の解体検査等 日額1,200円		
	保健所保健師	結核患者の療養指導、感染症患者検査における採血等の業務	日額300円 (結核療養指導等は4時間未満60/100)		
児童生活支援業務手当	喜多原学園職員	喜多原学園の児童生活指導業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	8,353千円	110人
	皆成学園保育士	皆成学園における起居を共にして行う児童生活指導業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
放射線取扱手当	診療放射線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業(1月に実効線量100マイクロシーベルト以上の外部放射線を被ばくする場合に限る)	月額5,500円	-	-
医療業務手当	総合療育センター医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業務	総合療育センター院長 月額44,000円 同副院長等 月額29,000円 同医長等 月額24,000円 医師等 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	1,959千円	17人
	精神保健福祉センター、保健所等の医師及び歯科医師		所長等 日額1,220円 課長等 日額1,110円		
航海手当	水産試験船又は実習船の乗組員	沿岸3マイル以遠の海域における試験調査、実習又は講習のための航海勤務	泊を伴う業務 日額600円 泊を伴わない業務 日額300円 (4時間未満60/100) 警報等発令下、夜間の加算あり	1,785千円	377人
夜間定時制業務兼務手当	教育職員	全日制課程の授業と兼務して行う夜間における定時制課程の授業に従事する業務	授業1時間830円	123千円	4人
乗船実習指導手当	教育職員	実習船に乗り組み、航海中に生徒に対して行う実習指導業務	日額5,100円	1,117千円	14人
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場職員、中小家畜試験場職員及び倉吉農業高等学校職員	種雄牛馬又は種雄豚の自然交配、精液の採取等のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業及び恒温室における精液の保存処理作業	日額300円 (4時間未満60/100)	307千円	34人
	総合事務所職員	鳥獣の捕獲、搬送等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員の	当該学級における授業又は指導業務(2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する場合に限る。)	3学年学級 日額350円 2学年学級 日額290円	1,093千円	58人

	うち、教諭、助教諭及び講師				
取締等業務手当	漁業取締船乗組員	海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙又はこれらの船舶の追跡その他の取締業務	日額600円	61千円	12人
	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第5項に規定する職務			
爆発物検査手当	消防課職員	大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における火薬類取締法(昭和25年法律第149号)等の規定に基づく立入検査	日額300円	-	-
と畜検査等業務手当	食肉衛生検査所職員	と畜検査員が行う、と殺検査、解体検査等の業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	2,669千円	28人
		解体された獣畜の肉、内臓、血液等の採取及び検査業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
		食肉衛生検査所長が行う、と殺検査、解体検査等の業務	日額1,200円		
狂犬病予防等業務手当	総合事務所職員	犬の検診、狂犬病の予防注射、野犬等の収容等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	305千円	89人
		野犬等の殺処分等の業務	日額600円		
夜間看護手当	総合療育センター看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 勤務交代の加算あり	7,050千円	63人
潜水手当	職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えると 1時間1,200円	53千円	5人
特殊現場作業手当	県土整備局職員及び農林局職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	561千円	172人
		夜間又は警報発令時等に交通を遮断することなく行う道路維持修繕、除雪等の作業	日額600円 (4時間未満60/100)		
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
		道路等における鳥獣死体処理作業	日額300円		
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所獣医師	家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)に規定する家畜の伝染病の予防又は保健衛生のために必要な試験、検査、診断等の業務で家畜等に直接接して行うもの	日額300円 (4時間未満60/100)	1,908千円	204人
		死亡畜の解剖業務	日額600円		
		患畜等の解体検査等の業務	日額1,200円		
有害物等取扱手当	試験場職員及び高等技術専門学校職員	密閉した建築物等の内部で行うクロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業、毒物及び劇物に関わる作業のうち大量のガスの発生を伴うもの	日額300円	151千円	38人

	農林局職員	密閉した建築物等の内部で行う毒物その他人体に有害な成分を含有する危険物等の散布作業又はその現場における直接の指導業務	日額300円 (毒物以外 4時間未満60/100)		
環境衛生検査等業務手当	生活環境局職員	アスベスト除去作業立入検査業務	日額300円 (4時間未満60/100)	4千円	4人
教員特殊業務手当	教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務 児童又は生徒の疾病等に伴う救急の業務 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額3,200円 (心身に著しい負担 加算あり) 救急、補導業務の場合 日額3,000円	311,991千円	14,520人
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの	1時間以上2時間未満 1時間600円 2時間以上3時間未満 1時間1,200円		
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの又は週休日等に行うもの	3時間以上4時間未満 1時間1,800円 4時間以上5時間未満 1時間2,400円		
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	5時間以上6時間未満 1時間3,000円 6時間以上 1時間3,600円		
		農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分娩の補助に係る業務で週休日等に行うもの			
		入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの	日額900円		
		特別支援学校に勤務する教諭等が行う児童又は生徒への直接指導業務 小学校若しくは中学校の特別支援学級を担任すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭及び講師が行う児童又は生徒への直接指導業務	月額11,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
災害応急作業等手当	防災局職員	航空機に搭乗して行う消火活動、救急業務その他の消防活動、防災業務、教育訓練等の業務	1時間1,200円 教育訓練 1時間600円 (夜間等の加算あり)	672千円	90人
	職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 危険区域等の加算あり	-	-
		異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 危険区域等の加算あり		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言等の業務	日額200円	53,964千円	2,354人
犯罪予防・捜査手当	警察職員	犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	日額560円 (逮捕以外 4時間未満60/100) 捜査本部職員 日額280円加算	25,208千円	2,578人
警ら手当	警察職員	警ら活動中の犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業	日額340円 (4時間未満60/100)	17,378千円	1,685人
犯罪鑑識手当	警察職員	犯罪鑑識作業、実験用爆発物の製造若しくは解体作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験作業	現場におけるもの 日額560円 現場以外におけるもの 日額280円 (4時間未満60/100)	1,013千円	332人

交通捜査取締手当	警察職員	交通事件又は交通事故の捜査作業	日額560円 (逮捕以外 4時間未満 60/100) 高速道路上において従事した場合 日額280円加算	8,784千円	1,931人
		交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業	日額560円 (4時間未満60/100)		
		高速道路上において行う交通取締作業	日額460円 (4時間未満60/100)		
		上記以外の交通取締作業	日額310円 (4時間未満60/100)		
死体取扱手当	警察職員	検視作業	1体3,200円	8,616千円	1,158人
		死体取扱作業	日額1,600円 特別な状態にある死体の加算あり		
看守手当	警察職員	留置施設における被疑者の看守作業又は被疑者の護送作業	日額330円 (4時間未満60/100)	6,250千円	1,325人
緊急走行手当	警察職員	緊急自動車に乗車して行う緊急走行作業	日額420円	33千円	55人
警備艇運航手当	警察職員	夜間、警報発令時等に警察活動のため警備艇を運航する作業	日額300円 (4時間未満60/100)	2千円	4人
通信指令手当	警察職員	通信指令課に勤務する職員による緊急通報の受理及びこれに伴う警察無線電話による指令の通信の作業	日額230円 (4時間未満60/100)	635千円	59人
特殊危険物質危険区域内作業手当	警察職員	サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業	日額250円 (4時間未満60/100)	-	-
潜水手当	警察職員	潜水器具を着装して行う潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えると き 1時間1,200円 危険環境等の加算あり	19千円	36人
航空手当	操縦士の資格を有する警察職員	航空機の操縦作業	月額35,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～3日 30/100 4日～6日 60/100	5,820千円	42人
	航空整備士の資格を有する警察職員	航空機の整備作業	月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
	警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の操縦作業	1時間5,100円 夜間等の加算あり		
		航空機に搭乗して行う航空機の整備作業	1時間2,200円 夜間等の加算あり		
		航空機に搭乗して行う捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締等の作業	1時間1,200円 夜間等の加算あり		
航空機に搭乗して行う教育訓練	1時間600円 夜間等の加算あり				
爆発物処理作業手当	警察職員	爆発物容疑物件に接近して行う作業	1回5,200円	-	-

特殊危険物質処理作業手当	警察職員	特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況下で行う救助活動、被疑者の逮捕、搜索、差押、検証等の捜査活動	特殊危険物質等が発散、漏えいしている状況下で行うもの 1回5,200円 特殊危険物質等が発散、漏えいしていない状況下で行うもの 1回2,600円	-	-
		特殊危険物質等の処理作業	1回2,600円		
災害応急手当	警察職員	火薬類、高圧ガスによる大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う立入検査作業	日額300円	69千円	43人
		山岳における人命救助のための救難捜索で危険かつ困難を伴う作業	日額600円		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用又は保守、鑑識等の作業	日額840円 夜間等の加算あり		
身辺警護手当	警察職員	天皇等の警衛作業	日額1,150円	164千円	29人
		その他の対象者の警衛作業又は警護作業	日額640円		
海外犯罪情報収集手当	警察職員	日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集作業	日額1,100円	-	-
銃器犯罪捜査手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円	-	-
		防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		銃器犯罪捜査に付随して、銃器等の射程範囲内等への配置の指示を受け、犯人の逮捕等の作業を支援する作業	日額1,100円又は820円		
		銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	日額820円		
夜間特殊業務手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる業務	全部深夜勤務 1回1,100円 一部深夜勤務 2時間以上 1回730円 2時間未満 1回410円	28,994千円	1,120人
緊急呼出（加算）	警察職員	緊急の呼出しにより、正規の勤務時間以外の時間において従事した犯罪捜査等、鑑識、交通取締り、爆発物の処理又は特殊危険物の処理の作業	1回1,240円	1,567千円	569人

オ 時間外勤務手当

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成18年度	2,233,377千円	9,985人	223,673円
平成17年度	2,394,067千円	9,967人	240,199円

カ その他の手当等

区 分	制度内容（平成19年4月1日現在）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	平成18年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者 月額12,000円 イ 配偶者以外の扶養親族 1人月額6,000円 ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人目まで 月額6,500円	異なる。	配偶者を扶養している場合 月額13,000円	(総額) 1,362,514千円 (職員数) 5,668人 (平均) 240,387円

	<p>エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 月額11,000円 1人目まで</p> <p>オ 15歳に達する日後の最初の4月1日 1人月額5,000円 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子(加算額)</p> <p>-----</p> <p>例 配偶者と子1人(16歳)を扶養親族としている場合 ア 12,000円 + イ 6,000円 + カ 5,000円 = 23,000円</p>		支給	
住居手当	<p>借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給</p>	同じ。	-	<p>(総額) 624,023千円 (職員数) 4,900人 (平均) 127,352円</p>
	<p>自己所有宅居住者 新築又は購入時から5年間に限り月額2,500円支給</p>	同じ。	-	
	<p>単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を 借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額</p>	同じ。	-	
通勤手当	<p>交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。)</p>	同じ。	-	<p>(総額) 1,032,985千円 (職員数) 9,540人 (平均) 108,279円</p>
	<p>自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内 で支給</p>	異なる。	通勤距離に応じ、月額2,000円から24,500円までの範囲内で支給	
	<p>特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算</p>	異なる。	異動に伴って利用することとなった職員等に限り1月当たり2万円まで支給	
	<p>駐車料金を負担している場合(パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給</p>	異なる。	鳥取県独自の制度	
	<p>ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</p>			
教職調整額	<p>義務教育諸学校等(小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校)の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 4/100</p>			<p>(総額) 895,999千円 (職員数) 5,293人 (平均) 169,280円</p>
管理職手当	<p>一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給する手当です。 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じて定額が定められています。</p>	同じ。	-	<p>(総額) 811,983千円 (職員数) 1,088人 (平均) 746,308円</p>
初任給調整手当	<p>採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当です。 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額が定められています。(最高月額216,000円)</p>	同じ。	-	<p>(総額) 52,760千円 (職員数) 38人 (平均) 1,388,431円</p>
単身赴任手当	<p>異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距</p>	同じ。	-	<p>(総額) 87,895千円 (職員数) 276人 (平均) 318,460円</p>

	離が100キロメートル未満の場合は、加算はありません。													
へき地手当等	山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当) × 支給率 (支給率) 学校ごとに2/100又は4/100の率が定められています。 (へき地手当に準ずる手当は1/100)			(総額) 8,297 千円 (職員数) 86 人 (平均) 96,479 円										
定時制通信教育手当	高等学校の教育職員のうち、定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 10/100 (管理職手当を受けている職員の場合は8/100)			(総額) 47,851 千円 (職員数) 89 人 (平均) 537,655 円										
特 地 勤 務 手 当 等	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当 + 支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) ÷ 2 × 4/100 (特地勤務手当に準ずる手当の支給割合については、別に定められています。)	同じ。	-	(総額) 995 千円 (職員数) 5 人 (平均) 199,020 円										
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 滞在日数 × 基準額 (基準額) 滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、日額 3,970円から6,620円までの範囲内で定められています。	同じ。	-	-										
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ。	-	(総額) 270,390 千円 (職員数) 9,985 人 (平均) 27,080 円										
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ。	-	(総額) 97,204 千円 (職員数) 9,985 人 (平均) 9,735 円										
宿 日 直 手 当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 (支給額) 勤務1回当たり次の額を支給します。 <table border="1" data-bbox="347 1460 951 1612"> <tr> <td rowspan="2">一般の宿日直</td> <td colspan="2">医師・歯科医師</td> <td rowspan="2">警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>特定幹部職員</td> </tr> <tr> <td>4,200円</td> <td>20,000円</td> <td>12,000円</td> <td>7,200円</td> </tr> </table> (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、これらの1/2の額です。	一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等	一般	特定幹部職員	4,200円	20,000円	12,000円	7,200円	同じ。	-	(総額) 289,906 千円 (職員数) 878 人 (平均) 330,189 円
一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等											
	一般	特定幹部職員												
4,200円	20,000円	12,000円	7,200円											
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、部長級の職員等の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額を支給します。	同じ。	-	(総額) 7,558 千円 (職員数) 1,093 人 (平均) 6,915 円										
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給する手当です。 (支給月額) その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額 5,000円から20,200円までの範囲内で定められています。			(総額) 949,932 千円 (職員数) 5,538 人 (平均) 171,530 円										

- (注) 1 給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当は、平成18年度から廃止しました。
 2 「平成18年度支給実績」欄の「(総額)」は平成18年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成18年度支給職員数(一部は、平成18年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(13) 特別職の報酬等の状況

ア 給料月額等(平成19年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期 末 手 当	退 職 手 当
知 事	1,373,700 円 (1,446,000 円)	(算定方法) 給料(報酬)月額 × 145/100 × 支給割合 (支給割合) 6月期 1.5 月分 12月期 1.6 月分 計 3.1 月分	(算定方法)退職時の給料月額 × 在職月数 × 支給率 (支給率)知事 30/100 副知事 30/100 出納長 30/100 (支給時期)任期ごとに支給 (1期の手当額)知事 20,822,400円 副知事 14,688,000円 出納長 11,376,000円 平成19年4月の改定により、知事、副知事等については、退職手当を大幅に引き下げるとともに、給与総額(退職手当を含む。)を約7パーセント引き下げたことにより、全国的に見ても低い水準となっています。
副知事	969,000 円 (1,020,000 円)		
出納長	750,500 円 (790,000 円)		
議 長	864,900 円 (930,000 円)		
副議長	762,340 円 (811,000 円)		
議 員	719,150 円 (757,000 円)		

- (注) 1 給料・報酬月額は、平成19年4月1日に適用された額であり、()内は、減額措置を行う前の額です。
 2 退職手当額は、平成19年4月1日に適用された給料月額及び支給率に基づき、1期(48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

イ 平成18年度年間支給実績

区 分	給料・報酬	期 末 手 当	合 計
知 事	13,789,482 円	5,544,763 円	19,334,245 円
副知事	10,779,258 円	4,334,350 円	15,113,608 円
出納長	9,162,360 円	3,653,492 円	12,815,852 円
議 長	10,378,800 円	4,138,547 円	14,517,347 円
副議長	9,148,080 円	3,647,798 円	12,795,878 円
議 員	310,672,800 円 (8,629,800 円)	123,880,788 円 (3,441,133 円)	434,553,588 円 (12,070,933 円)

- (注) 1 「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の()内は、議員1人当たりの額です。
 2 知事、副知事については、平成19年3月分給料を、通常の給与カット後の額をさらに10%減額しています。

(14) 企業局(電気事業、工業水道事業及び埋立事業)の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算(平成18年度)

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	1,834,629千円	50,749千円	407,505千円	22.2%	23.4%
工業水道事業	800,037千円	76,189千円	108,702千円	13.6%	17.3%
埋立事業	123,759千円	24,453千円	18,037千円	14.6%	5.5%

(イ) 予算(平成19年度)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B / A
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B	
電気事業	42人	171,875千円	42,920千円	67,185千円	281,980千円	6,713千円

工業用水事業	11人	38,372千円	7,210千円	14,633千円	60,215千円	5,474千円
埋立事業	2人	8,239千円	1,711千円	3,809千円	13,759千円	6,879千円

- (注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。
2 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
電気事業	鳥 取 県	42.2 歳	353,355 円	559,484 円
	団体平均	40.5 歳	371,125 円	599,811 円
工業用水事業	鳥 取 県	34.5 歳	302,060 円	456,174 円
	団体平均	44.3 歳	389,512 円	611,625 円
埋立事業	鳥 取 県	42.5 歳	352,291 円	573,291 円
	団体平均	46.5 歳	422,645 円	667,609 円
県（一般行政職）		41.5 歳	332,487 円	405,307 円

- (注) 1 団体平均の平均給料月額には、給料のほか扶養手当及び地域手当を含みます。
2 団体平均の平均給与月額には、給料のほか通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。
3 団体平均とは、都道府県の当該事業区分の平均値です（以下同じ。）。

ウ 職員の手当の状況（平成19年4月1日現在）

- (ア) 期末手当・勤勉手当
(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。
(平成18年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（平成18年12月）	1人当たりの平均支給年額
96,639 千円	61 人	1,584,242 円

- (イ) 退職手当
(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。
(平成18年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
103,382 千円 (103,382 千円)	4 人 (4 人)	25,845,428 円 (25,845,428 円)

(注) ()内は、勤奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

- (ウ) 地域手当
(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。
(平成18年度支給実績) なし

- (エ) 特殊勤務手当
(制度概要) 一般職の職員と同じです。
(平成18年度支給実績)

年 間 支 給 総 額		1,109 千円			
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額		28,446 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		61.9 %			
手 当 の 種 類 (手 当 数)		3 種類 (うち一般行政職の職員と共通のもの2種類)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
特殊現場作業手当	企業職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)	1,109千円	533人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		

		発電所の建設現場で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額600円		
		発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務	日額300円 風力発電所のタワー昇降等、浄水場着水井の点検に係る業務 日額600円 圧力隧道の点検に係る業務 日額1,200円 (4時間未満60/100)		
		職員が、著しく足場が不安定で危険な箇所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務	日額300円 (4時間未満60/100)		
災害応急等作業手当	企業職員	ダム、鉄管路における災害現場において急斜面での作業を行う巡回監視業務	日額1,200円 危険区域等の加算あり	-	-
		異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 危険区域等の加算あり		
		異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 危険区域等の加算あり		
用地交渉手当	企業職員	用地の取得のための折衝業務	日額600円	-	-

(オ) 時間外勤務手当

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成18年度	12,722千円	57人	223,191円
平成17年度	17,579千円	63人	279,036円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(平成19年4月1日現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	平成18年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者 月額12,000円 イ 配偶者以外の扶養親族 1人月額6,000円 ウ 扶養親族でない配偶者がいる職員の扶養親族のうち1人目まで 月額6,500円 エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで 月額11,000円 オ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(加算額) 1人月額5,000円	同じ。	-	(総額) 8,700千円 (職員数) 39人 (平均) 223,064円
住居手当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 ----- 自己所有宅居住者 新築又は購入時から5年間に限り2,500円支給 ----- 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	同じ。	-	(総額) 3,920千円 (職員数) 30人 (平均) 130,667円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師・獣医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当です。(支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額が定められています。(最高月額216,000円)	同じ。	-	(総額) -千円 (職員数) -人 (平均) -円

通勤手当	<p>交通機関等利用者 運賃等の額を支給 〔・定期券と回数券のうち安価な方の額による。〕 〔・定期券は、6月以内の最も長い期間のものの額による。〕 〔・1月当たり55,000円を上限とする。〕</p> <p>自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給</p> <p>特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算</p> <p>駐車料金を負担している場合（パーク・アンド・ライド） 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をとともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1月当たり3千円を上限とする。）の通勤手当を支給</p> <p>ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</p>	同じ。	-	<p>(総額) 7,680千円 (職員数) 58人 (平均) 132,406円</p>
管理職手当	<p>一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給する手当です。 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じて定額が定められています。</p>	同じ。	-	<p>(総額) 5,992千円 (職員数) 6人 (平均) 998,628円</p>
単身赴任手当	<p>異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算はありません。</p>	同じ。	-	<p>(総額) -千円 (職員数) -人 (平均) -円</p> <p>職員数が少ないため、掲載していません。</p>
特勤勤務手当等	<p>生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするため、支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当 + 支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) ÷ 2 × 支給率 (支給率) 支給対象公署によって4/100又は8/100の率が定められています(ただし、特勤勤務手当に準ずる手当については別に定められています。)</p>	同じ。	-	<p>(総額) 1,028千円 (職員数) 4人 (平均) 256,911円</p>
休日勤務手当	<p>休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100</p>	同じ。	-	<p>(総額) 2,705千円 (職員数) 57人 (平均) 47,459円</p>
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100</p>	同じ。	-	<p>(総額) 1,543千円 (職員数) 57人 (平均) 27,068円</p>
宿日直手当	<p>休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 (支給額) 勤務1回当たり4,200円支給します。 (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円です。</p>	同じ。	-	<p>(総額) -千円 (職員数) -人 (平均) -円</p>
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) 勤務1回当たり8,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、局長の場合です。</p>	同じ。	-	<p>(総額) -千円 (職員数) -人 (平均) -円</p>

	勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額を支給します。		
--	------------------------------------	--	--

(注) 「平成18年度支給実績」欄の「(総額)」は平成18年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成18年度支給職員数(一部は、平成18年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(15) 病院事業(中央病院及び厚生病院)の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算(平成18年度)

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成18年度	14,510,125千円	244,349千円	8,308,260千円	57.3%	50.4%

(イ) 予算(平成19年度)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
平成19年度	850人	3,322,181千円	1,271,047千円	1,308,558千円	5,901,786千円	6,943千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病 院 局	38.8 歳	324,183 円	452,420 円
県(一般行政職)	41.5 歳	332,487 円	405,307 円

ウ 職員の手当の状況(平成19年4月1日現在)

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成18年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数(平成18年12月)	1人当たりの平均支給年額
1,211,345 千円	757 人	1,600,192 円

(イ) 退職手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成18年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
840,873 千円 (696,539 千円)	65 人 (29 人)	12,936,509 円 (24,018,598 円)

(注) ()内は、勧奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 地域手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成18年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成18年度支給実績)

年 間 支 給 総 額	134,653 千円
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額	235,820 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	74.4 %
手 当 の 種 類 (手 当 数)	4 種類(うち知事部局と共通のもの3種類)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員(延べ)
放射線取扱手当	診療放射線技師	一般行政職の職員と同じ。		2,156千円	130人
結核病棟等業務・感染性検査業務手当	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日額300円	2,875千円	113人
	中央放射線室職員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務	月額5,500円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	院長 月額49,000円 副院長及び局長 月額44,000円 副局長及び部長 月額37,000円 医長、副医長及び室長(3級の職務にあるもの) 月額29,000円 医長、副医長及び室長(2級の職にあるもの) 月額24,000円 医師及び歯科医師 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100	35,489千円	207人
夜間看護等手当	病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円 特別事情の加算あり	94,133千円	1,558人
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1回1,240円		

(注) 制度内容及び支給実績は、平成18年度から実施した特殊勤務手当の適正化以前のものです。

(オ) 時間外勤務手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成18年度支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成18年度	437,546千円	723人	605,181円
平成17年度	399,500千円	703人	568,279円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容(平成19年4月1日現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	平成18年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者 月額12,000円 イ 配偶者以外の扶養親族 1人月額6,000円 ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の 月額6,500円	同じ。	-	(総額) 67,004千円 (職員数) 283人 (平均) 236,763円

	<p>扶養親族のうち1人目まで 工 配偶者のない職員の扶養親族のうち 月額11,000円 1人目まで オ 15歳に達する日後の最初の4月1日 1人月額5,000円 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子(加算額)</p>			
住居手当	<p>借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給</p> <p>-----</p> <p>自己所有宅居住者 新築又は購入時から5年間に限り2,500円支給</p> <p>-----</p> <p>単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を 借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額</p>	同じ。	-	<p>(総額) 43,698千円 (職員数) 262人 (平均) 166,788円</p>
通勤手当	<p>交通機関等利用者 運賃等の額を支給 (・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。)</p> <p>-----</p> <p>自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内 で支給</p> <p>-----</p> <p>特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算</p> <p>-----</p> <p>駐車料金を負担している場合(パーク・アンド・ライド) 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けてい る職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を 負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当 する額(1月当たり3千円を上限とする。)の通勤手当を支給</p> <p>-----</p> <p>ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参 加することを想定した通勤手当を支給</p>	同じ。	-	<p>(総額) 50,335千円 (職員数) 636人 (平均) 79,143円</p>
管理職手当	<p>一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支 給する手当です。 (支給月額) 給料表、職務の級、手当区分に応じて定額が 定められています。</p>	同じ。	-	<p>(総額) 42,624千円 (職員数) 44人 (平均) 968,725円</p>
初任給調整 手 当	<p>採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師)の給 与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当で す。 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額が定められていま す。(最高月額216,000円)</p>	同じ。	-	<p>(総額) 222,383千円 (職員数) 94人 (平均) 2,365,775円</p>
単身赴任手当	<p>異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活 を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000 円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距 離が100キロメートル未満の場合は加算はありません。</p>	同じ。	-	<p>(総額) -千円 (職員数) -人 (平均) -円</p> <p>職員数が少ないため、掲 載していません。</p>
休日勤務手当	<p>休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間 中に勤務した場合に支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100</p>	同じ。	-	<p>(総額) 85,941千円 (職員数) 723人 (平均) 118,867円</p>
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで) にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金とし て支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100</p>	同じ。	-	<p>(総額) 52,822千円 (職員数) 723人 (平均) 73,059円</p>
宿日直手当	<p>休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、</p>	同じ。	-	<p>(総額) 41,060千円</p>

	外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 (支給額) 勤務1回当たり4,200円支給します。 (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円です。			(職員数) 152人 (平均) 270,131円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) 勤務1回当たり6,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、院長の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額を支給します。	同じ。	-	(総額) 9,168千円 (職員数) 22人 (平均) 416,727円

(注) 1 給料の調整額は、平成18年度から廃止しました。

2 「平成18年度支給実績」欄の「(総額)」は平成18年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成18年度支給職員数(一部は、平成18年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

3 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(平成19年4月1日現在)

一般行政職員の勤務時間は、以下のとおりです。

なお、子の養育、家族の介護等の特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難しい場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	午前8時30分	午後5時30分	正午から午後1時まで

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況(平成18年)

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。

平成18年は、職員1人当たり平均11.2日の年次有給休暇を取得しています。

(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況(平成18年度)

職員1人当たりの1月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区分	平成18年度	平成17年度
一般行政職員	11.9時間	12.9時間
警察官	51.1時間	53.0時間

(注) 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

(4) 特別休暇の状況(平成19年4月1日現在)

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
	証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに必ずする場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一年において5日以内	国は、国際交流事業等一部の活動については対象外
	結婚の場合	1週間以内	国は、連続する5日の範囲内
	妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ。
	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし。
	8週間(多胎妊娠の場合には14週間)以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は、6週間以内(多胎妊娠の場合は同じ。)
	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	国と同じ。
	職員が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回各45分以内の期間	国は、1日2回各30分以内
	生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間	国は、病気休暇扱い。
	妻の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、2日の範囲内
妻の産前産後期間において、当該出産に係る子又は	当該期間内において5日を超えない範囲	国と同じ。	

その子以外の小学校就学前の子を養育する職員が、養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	内でその都度必要と認める期間		
小学校就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。	
忌引の場合	死亡した者との関係により定める日数の範囲内でその都度必要と認める期間	国は、配偶者の場合7日(鳥取県は、10日)	
父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため必要と認められる場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は、父母の追悼のための特別な行事について1日の範囲内	
夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年の7月から9月までの期間内における、週休日等を除いて連続する4日の範囲内の期間	国は、連続する3日の範囲内	
感染症の予防に関する法令の規定による健康診断、就業制限等により勤務することが困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国は、職員の就業を禁止する措置を執る。(勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減されます。)	
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。	
地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。	
地震、水害、火災その他の災害時において職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。	
病気休暇(有給)	職員が負傷又は疾病のため療養することが必要であり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度で必要と認める期間(私事による負傷又は疾病の場合は、引き続き90日を超えない範囲内)	国は、私事による負傷又は疾病であっても期間制限なし。(勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減されます。)
無給休暇(介護休暇)	職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間	国と同じ。
無給休暇(海外随伴休暇)	職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	4年を超えない期間内において必要と認められる期間	国は、制度なし。

(5) 修学部分休業の状況(平成18年度)

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、2年を超えない範囲で部分休業(1週間につき20時間以内の無給休業)をすることができます。

平成18年度については、修学部分休業の取得実績はありません。

(6) 育児休業の状況(平成18年度)

養育する子が3歳に達する日までの間、育児のために休業(無給)をすることができます。

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	11件	85件	3件	116件	-	7件	14件	208件
期間延長件数	-	14件	-	11件	-	-	-	25件
失効、取消	1件	5件	1件	13件	-	-	2件	18件

(7) 旅費の制度の概要(平成19年4月1日現在)

区 分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
		甲地方 (東京都 特別区等)	乙地方 (甲、丙 地方以外)	丙地方 (鳥取県の 区域内)	
一 般 職	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円
特 別 職	3,000円	14,800円	13,300円	11,700円	3,000円
議会の議員、知事、副知事及び出納長	2,600円	13,100円	11,800円	10,200円	2,600円
教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公安委員会の委員、監査委員、地方労働委員会のあっせん委員並びに病院事業管理者、専門委員、附属機関の委員その他の構成員及び選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人その他の特別職の職員	2,200円	10,900円	9,800円	8,200円	2,200円

(注) 日当は、県外出張で宿泊を伴う旅行の場合及び午後9時以降に帰着する旅行のみ支給されます。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 職員の分限の件数(平成18年度)

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、降任、免職及び休職の3種類があります。

区 分	休 職	免 職	計
-----	-----	-----	---

一般行政職等	125件	1件	126件
勤務実績が良くない場合	-	-	-
心身の故障の場合	125件	1件	126件
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-
教 員	60件	-	60件
勤務実績が良くない場合	-	-	-
心身の故障の場合	60件	-	60件
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-
警 察 官	2件	-	2件
勤務実績が良くない場合	-	-	-
心身の故障の場合	2件	-	2件
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-
計	187件	-	188件
勤務実績が良くない場合	-	-	-
心身の故障の場合	187件	1件	188件

(注) 1 降任の処分は、該当なし。

(注) 2 処分件数は、休職の更新などにより、1名が2回以上処分される場合があります。

(2) 職員の懲戒等の件数(平成18年度)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

区 分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告
一般行政職等	16件	14件	1件	2件	33件	88件
法令に違反した場合	7件	9件	-	1件	17件	45件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	8件	5件	1件	-	14件	27件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1件	-	-	1件	2件	16件
教 員	2件	2件	2件	2件	8件	35件
法令に違反した場合	1件	-	-	-	3件	9件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	1件	-	-	-	1件	13件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	2件	-	-	2件	13件
警 察 官	-	2件	1件	-	3件	16件
法令に違反した場合	-	1件	-	-	1件	5件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	-	1件	1件	-	2件	11件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	-	-	-
計	18件	18件	4件	4件	44件	139件
法令に違反した場合	8件	10件	2件	1件	21件	59件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	9件	6件	2件	-	17件	51件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1件	2件	-	1件	4件	29件

5 職員の営利企業等の従事の許可その他の服務の状況

(1) 営利企業等の従事許可の件数(平成18年度)

地方公務員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項の規定により自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等が原則禁止されていますが、任命権者の許可を受けることで営利企業等に従事することができる場合があります。

営利企業等の従事の内容	一般行政職員	教 員	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問及び評議員並びに当該会社及び団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合(業務上の関連により県出資法人の役員に無報酬で就任する場合等)	5件	-	5件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合(農業等)	187件	3件	190件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合(消防団員、大学の非常勤講師等)	50件	192件	242件
計	242件	195件	437件

(注) 警察官は、実績なし。

(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数(平成18年度)

職務上の秘密事項の発表の内容	警察官	計
民事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	-	-
刑事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	2件	2件
人事委員会が法律又は条例に基づき権限の行使に関し、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めた場合	-	-
計	2件	2件

(注) 一般行政職員及び教員は、実績なし。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の種類及び実施状況(平成18年度)

区 分	研修の種類	具体的 な 取 組	参加者	修了者
	基礎研修	職位や職種ごとに必要となる知識、管理能力等の習得を目的とした		

自治研修所 (一般行政職員対象)		研修(新規採用職員研修、2から7年程度の若手職員研修、新任係長研修等)	1,226人	1,186人
	能力開発・向上研修	地方行政に携わる職員としての必要な知識及び能力の習得を目的とした研修(政策形成能力分野、法務能力分野、住民対応能力分野、組織業務管理能力分野等に関する研修)	2,684人	2,532人
	職場支援研修	部下職員の指導方法等、職場内での職員育成又は業務能率の向上を目的とした研修(新規採用職員トレーナー育成講座、部下育成の進め方講座、部内講師養成講座等)	722人	663人
	自己啓発支援研修	業務に役立つ語学講座等、職員の資質向上を目的とした研修(語学講座、通信教育等)	264人	190人
教育センター (教職員対象)	基本研修	教育一般についての必要な基礎的知識・技能の習得のほか、教職経験に応じて職務の遂行に必要な資質・指導力の向上等を目的とした研修(初任者研修、新規採用教員研修又は教職経験者研修(5、10)) 職能向上研修	651人	651人
	職務研修	職務ごとに必要となる専門知識・技能等の向上を図る研修(校長・教頭等を対象とした学校経営研修、教務主任、進路指導主事等を対象とした主任・主事研修、養護教諭、教育相談担当教諭等職務に応じた研修)	1,753人	1,753人
	専門研修	教育課題、校務能率の向上等に関する専門的知識・技能を図る研修を希望制により実施(障害児教育、校務能率の向上又は教科の指導力の向上に関する研修等)	3,813人	3,813人
警察学校 (警察職員対象)	基本課程	階級や部門ごとに必要となる知識・能力等の習得を目的とした研修(初任科、初任総合科、初任補習科、一般職員初任科、部門別任用科、警部補任用科又は巡査部長任用科)	154人	147人
	専科	特定の分野に関する専門的知識・技能等の習得を目的とした研修(警衛・警護専科、留置管理業務専科、知能捜査専科、地域実務専科、被害者対策専科、けん銃指導者専科等)	264人	264人

(2) 職員の勤務成績の評定に関する制度の概要(平成19年4月1日現在)

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、公務能率評定を実施しています。

面談により、評定結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

公務能率評定制度の概要

区 分	具 体 的 な 取 組
評定方法	絶対評定
評定の対象者	全職員(部長級職員、退職者等は除く)
評定者研修	評定の公平性、客観性の確保のため評定者に対する研修を実施
評定時期	年2回(10月、2月)
苦情相談窓口	評定結果に対する苦情相談窓口の設置
評定結果の反映	人事配置、給与(昇給・勤勉手当)に反映
面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・評定結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言
自己申告制度	業務目標管理手法を取り入れた職員の自己申告制度を実施

7 職員の健康管理に関する福祉の状況

(1) 安全衛生管理体制(平成18年度)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、各事業所の業種及び規模に応じて次のとおり管理者等を選任しています。

区 分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任者数	選任すべき事業所数	選任者数
知事部局等	4	4	5	5	17	17	20	41	41
教育委員会	-	-	-	-	-	29	29	17	17
警察本部	-	-	-	-	6	6	9	6	6

区 分	産 業 医				委 員 会				
	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		左のうち安全衛生委員会として設置している事業所数
					選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任すべき事業所数	選任者数	
知事部局等	17	17	17	5	17	17	5	5	5
教育委員会	29	29	29	29	29	29	-	-	-
警察本部	6	6	6	6	6	6	-	-	-

(注) 知事部局等には、企業局、病院局及び各種委員会を含みます(以下同じ。)

(2) 職員のための福利厚生活動事業(平成18年度)

職員の福利厚生及び健康管理のための各種事業を行っています。

事 業 名	事業の概要・目的	平成18年度 決 算 額

行政職	部長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	次長相当職	-	1人	-	-	1人	4人	-	-	-	4人
	課長相当職	1人	1人	-	-	2人	32人	2人	3人	2人	39人
	課長補佐相当職	4人	1人	1人	-	6人	56人	23人	1人	2人	82人
	係長相当職	2人	-	-	-	2人	4人	2人	1人	-	7人
教育職	主事相当職	11人	4人	1人	1人	17人	-	-	-	-	-
	指導主査相当職	-	-	-	-	-	-	1人	-	-	1人
	係長相当職	2人	12人	-	-	14人	-	-	-	-	-
公安職	助教諭相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	部長相当職	-	-	-	-	-	-	-	7人	-	7人
	課長相当職	-	-	2人	-	2人	-	-	14人	-	14人
	課長補佐相当職	-	-	2人	-	2人	-	-	-	-	-
	係長相当職	-	-	3人	-	3人	-	-	-	-	-
研究職	主任相当職	-	-	5人	-	5人	-	-	-	-	-
	係員相当職	-	-	1人	-	1人	-	-	-	-	-
	大規模所長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	所長相当職	-	-	-	-	-	1人	-	1人	-	2人
	所長補佐相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療職	係長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	研究員相当職	1人	1人	2人	-	4人	-	-	-	-	-
	(1) 院長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	副院長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	部長相当職	-	-	-	-	-	1人	-	-	-	1人
	医長相当職	1人	-	-	13人	14人	-	-	-	-	-
	医師相当職	5人	-	-	9人	14人	-	-	-	-	-
	(2) 課長相当職	-	-	-	-	-	2人	-	-	2人	4人
	課長補佐相当職	-	-	-	-	-	1人	-	-	9人	10人
	係長相当職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	衛生技師相当職	9人	-	-	-	9人	-	-	-	-	-
	(3) 局長級	-	-	-	-	-	-	-	-	2人	2人
	副局長級	-	-	-	-	-	-	-	-	7人	7人
看護師長相当職	-	-	-	-	-	2人	-	-	68人	70人	
看護主任級	-	-	-	-	-	4人	-	-	-	4人	
看護師相当職	66人	-	-	9人	75人	-	-	-	-	-	
計	102人	20人	17人	32人	171人	107人	28人	27人	92人	254人	

(注) 選考採用は、主に国や他の地方公共団体等の職員を鳥取県の職員として採用する場合に行っているものです。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 給与報告・勧告の骨子

ア 平成18年の給与改定

(ア) 比較対象企業規模など公民給与の比較方法の見直し

(イ) 月例給の引下げ

- ・給料表の据置き
- ・配偶者に対する扶養手当の1,000円引下げ(月額13,000円 12,000円)
- ・3人目以降の子に対する扶養手当の1,000円引上げ(月額5,000円 6,000円)
- ・自宅に係る住居手当を取得後5年間に限定(6年目以降の月額1,500円を廃止)

(ウ) 特別給(ボーナス)の支給月数の0.2月分引下げ

(エ) 給与構造改革の計画的な実施

- ・管理職手当の定額化

(2) 給与決定の原則

地方公務員法第24条第3項は「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」と規定しており、これらの判断基準に沿って総合勘案する。

(3) 給与を取り巻く状況

ア 公民給与の比較方法の見直し

(ア) 比較対象企業規模 従来の「100人以上」から「50人以上」に変更

- ##### (イ) 比較対象従業員
- ・ライン職の民間役職者の要件の変更
 - ・要件変更後のライン職の役職者と同等と認められるライン職の役職者及びスタッフ職に拡大

- ##### (ウ) 比較における対応関係の整理
- ・給与構造の改革による給料表の職務の級の統合に伴う対応関係の整理
 - ・企業規模50人以上100人未満の企業の各役職段階との対応関係の設定

イ 民間事業所従業員の給与の状況

<月例給(給与削減措置前)・特別給の比較>

区分	民間(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
月例給(平成18年4月分)	350,125円	368,728円	18,603円(5.05%)
特別給(平成17年8月-18年7月)	4.04月分	4.45月分	0.41月分

(注) 月例給はラスパイレス方式による比較である。

<月例給(給与削減措置後)の比較>

区分	民間(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
----	-------	-------	-----------

月例給(平成18年4月分)	350,125円	354,737円	4,612円(1.30%)
---------------	----------	----------	----------------

(注) 特別給は月例給と同率(3%~5%)が削減されている。

ウ 国家公務員の給与の状況

人事院は、平成18年8月8日に、俸給表及び特別給は据え置き、扶養手当における3人目以降の子等の支給額を引き上げること等を内容とする職員の給与に関する報告・勧告を行った。

本県においては、国と概ね類似の給与制度をとっており、国との給与水準の比較(国公ラスパイレス指数)では、平成17年は95.5であった。

<国公ラスパイレス指数(国=100)>

平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
103.0	103.4	102.6	102.6	97.6	97.3	95.7	95.5

(注) 平成14年以降、本県の給料は減額後の額で比較している。

エ 他の都道府県の職員の給与の状況

- ・他の都道府県においては、本県と概ね類似の給与制度をとっている。
- ・既に勧告を行った団体については、概ね人事院に準拠する勧告を行っている。

オ 生計費及びその他の事情

- ・勧告後の給与は生計費を充足している。
- ・民間における経済、雇用情勢等は引き続き厳しい状況にある。

(4) 勧告の考え方

県内民間の状況、国や他の都道府県の職員給与との均衡、職員の士気の確保、公務への有能な人材の確保、職員の労働基本権制約の代償措置であるという給与勧告制度の趣旨等を総合的に勘案する。

(5) 勧告の内容

ア 月例給について

(ア) 給料表

本年の給料表の改定を見送り

(本年4月に導入した地域給を反映した給料表により、制度的には地域の民間給与とほぼ均衡すること、職員の給与は現に3%~5%削減されていること等を考慮)

(イ) その他の手当

- ・管理職手当 人事院勧告の考え方に準じつつ、本県の実情を考慮して定額化
- ・扶養手当 配偶者に対する手当の1,000円引下げ
3人目以降の子等の支給額の1,000円引上げ
- ・地域手当 派遣等により勤務する地域が本来の支給対象である地域に勤務する者への手当の支給
平成19年度における暫定的な支給割合の引上げ
- ・住居手当 自宅に係る手当を取得後5年間(2,500円)に限定(月額1,500円に係るものは廃止)

イ 特別給について

期末手当の支給月数の0.2月分引下げ(3.0月分 2.8月分)

(民間の支給状況が下回っているが、現に職員の特別給が給与の削減措置によって減額支給されている実態を考慮)

(6月期:1.4月分 1.3月分 12月期:1.6月分 1.5月分)

ウ 実施時期等

- ・改正給与と条例の公布日の属する月の翌月から実施。ただし、管理職手当の定額化及び地域手当の見直しについては、平成19年度から実施
- ・所要の経過措置の設定

(6) 提言事項

ア 給与制度の見直し

- ・定時制通信教育手当及び警察職員の特殊勤務手当について見直しが必要

イ 次世代育成の取組み・家庭生活の支援

- ・「特定事業主行動計画」の着実な実施と実効ある取組みが必要

ウ 時間外勤務の縮減対策

- ・ICカード職員証の導入によって把握できる勤務実態をよく検証し、効果的な縮減対策を講じることが必要
- ・ICカード職員証の未導入機関においては、より客観的な勤務時間管理を行い、実効性ある縮減対策を講じるためにも、その導入が必要
- ・長時間勤務の実態が見られる教員については、根本的な業務の見直しを行い、その解消を図ることが必要
- ・長時間の時間外勤務を行った職員の健康管理についての取組みを図ることが必要

エ 職員の健康保持

- ・職場単位でも健康保持に努めていけるような取組みが必要

オ 女性職員の登用

- ・性別にとらわれず、個人の能力や適性に合った職員配置や業務分担をすることが重要

カ 公務員倫理

- ・職員一人一人が自覚を持ち職場全体の問題として取り組むことが必要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求件数(平成17年度)

なし

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

不服申立て件数(平成18年度)

部 局	懲戒処分								計
	降給	降任	休職	免職	戒告	減給	停職	免職	
教育委員会				2件					2件

5 (参考) 平成19年度職員の給与に関する報告・勧告の概要(平成19年10月9日勧告)

(1) 給与報告・勧告の骨子

ア 平成19年の給与改定

- (ア) 月例給の引下げ
 - ・給料表の据置き
 - ・配偶者に対する扶養手当の1,500円引下げ(月額12,000円 10,500円)
 - ・子等に対する扶養手当の500円引上げ(月額6,000円 6,500円)
- (イ) 特別給(ボーナス)の支給月数の0.2月分引下げ
- (ウ) 高齢者層の昇給の抑制、初任給の引上げ
 - ・50歳を超える職員の標準の昇給号給数を2号給(55歳を超える職員は1号給)に抑制
 - ・初任給の引上げ(行政職・大卒の場合: 1級25号給[170,200円] 1級29号給[176,800円])

(2) 給与決定の原則

地方公務員法第24条第3項は「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」と規定しており、これらの判断基準に沿って総合勘案した。

(3) 給与を取り巻く状況

ア 民間事業所従業員の給与の状況

<月例給(給与削減措置前)・特別給の比較>

区分	民間(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
月例給(平成19年4月分)	351,473円	363,751円	12,278円(3.38%)
特別給(平成18年8月-19年7月)	3.90月分	4.25月分	0.35月分

(注)月例給はラスパイレス方式による比較である。

<月例給(給与削減措置後)の比較>

区分	民間(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
月例給(平成19年4月分)	351,473円	353,390円	1,917円(0.54%)

(注)特別給は月例給と同率(2%~4%)が削減されている。

イ 国家公務員の給与の状況

人事院は、平成19年8月8日に、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の上上げを行うとともに、子等に係る扶養手当の上上げ、特別給の上上げ等を内容とする職員の給与に関する報告・勧告を行った。

本県においては、国と概ね類似の給与制度をとっており、国との給与水準の比較(国公ラスパイレス指数)では、平成18年は96.5であった。

<国公ラスパイレス指数(国=100)>

平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
103.4	102.6	102.6	97.6	97.3	95.7	95.5	96.5

(注)平成14年以降、本県の給料は減額後の額で比較している。

ウ 他の都道府県の職員の給与の状況

- ・他の都道府県においては、本県と概ね類似の給与制度をとっている。
- ・既に勧告を行った団体については、引き上げることとした団体、据え置くこととした団体、引き下げることとした団体と、地域の実情に応じた勧告内容となっている。

エ 生計費及びその他の事情

- ・勧告後の給与は生計費を充足している。
- ・民間における経済、雇用情勢等は引き続き厳しい状況にある。

(4) 勧告の考え方

県内民間の状況、国や他の都道府県の職員給与との均衡、職員の士気の確保、公務への有能な人材の確保、職員の労働基本権制約の代償措置であるという給与勧告制度の趣旨等を総合的に勘案した。

(5) 勧告の内容

ア 月例給について

(ア) 給料表

本年の給料表の改定を見送り

(昨年4月に導入した地域給を反映した給料表により、制度的には地域の民間給与とほぼ均衡すること、職員の給与は現に2%~4%削減されていること等を考慮)

(イ) その他の手当

- ・扶養手当
- ・配偶者に対する手当の1,500円引下げ
- ・子等に対する支給額の500円引上げ
- ・地域手当
- ・平成20年度における暫定的な支給割合の引上げ

イ 特別給について

期末手当の支給月数の0.2月分引下げ(2.8月分 2.6月分)

(民間の支給状況が下回っているが、現に職員の特別給が給与の削減措置によって減額支給されている実態を考慮)

(6月期:1.3月分 1.2月分 12月期:1.5月分 1.4月分)

ウ 初任給及び昇給の基準について

- ・50歳を超える職員が昇給日前1年間を良好な成績で勤務した場合の昇給の標準号給数を現在の4号給から2号給(55歳を超える職員にあつては2号給から1号給)に抑制
 - ・民間事業所従業員の初任給が職員の初任給を大きく上回っており、4号給引上げ
- (行政職大卒の初任給: 1級25号給[170,200円] 1級29号給[176,800円]6,600円引上げ)

エ 実施時期等

- ・改正給与と条例の公布日の属する月の翌月から実施。ただし、地域手当、初任給基準及び昇給の基準の改定に伴うものについては平成20年4月1日から実施
- ・所要の経過措置の設定

(6) 提言事項

ア 給与制度の見直し

- ・高齢者層の職員の給与水準が地域の民間事業所従業員の給与水準を大きく上回っていることから、今後も、給与水準・昇給制度のあり方等について検討が必要
 - ・住居手当、特勤手当等について見直しが必要
 - ・船員の処遇の検討が必要
 - ・教員給与の見直し
- イ 次世代育成の取組み・家庭生活の支援
- ・「特定事業主行動計画」に沿って積極的な取組みが必要
- ウ 勤務時間の見直し
- ・勤務時間の見直しについて国の見直し状況を注視しながら慎重に検討
- エ 時間外勤務の縮減対策
- ・ICカード職員証の未導入機関においては、早急に導入を図り、勤務実態の正確な把握に努めることが必要
 - ・長時間の時間外勤務を行った職員の健康管理について一層の取組みを図ることが必要
- オ 職員の健康保持
- ・職場単位でも健康保持に努めていけるような取組みが必要
- カ 公務員倫理
- ・職員一人一人が自覚を持ち職場全体の問題として取り組むことが必要
- キ 非常勤職員
- ・非常勤職員と臨時的任用職員について処遇の実態を検証するとともに見直しを検討